

令和5年度 造林・生産事業等の発注予定情報に係る説明会で出された質問と回答

(令和5年2月22日開催)

○総合評価落札方式における賃上加点措置について

質問1 賃上げについて従業員の賃上げもそうであるが役員報酬の賃上げも必要か。

回答1 役員報酬も賃上げの対象になる。(資料2 9頁参照)

質問2 賃上げについて、役員報酬は下げて従業員の賃金は上げているが、総額が前年度比で下がった場合はどうなるのか。

回答2 税理士又は公認会計士等の第三者により「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認出来る書類であると認められる」ことが明記された書面と、賃上げを行った事を示す書類を添付することが必要。

質問3 1.5%の賃上げは、賞与や手当でも含めてと認識させていただいたらよろしいか。弊社は日給月給となっておりますが、毎月の給料を1.5%賃上げしないとイケないのか。

回答3 賞与及び諸手当につきましては、企業の実情を踏まえて判断して下さい。(資料2 11頁を参照) 日給月給制について、月額は1.5%以上(大企業は3%以上)の賃上げが必要。

なお、欠勤、遅効、早退等により減額となり、「従業員への賃上げ実績整理表」により賃上げ実績が確認出来ない場合は、税理士又は公認会計士等の第三者により「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認出来る書類であると認められる」ことが明記された書面と賃上げを行った事を示す書類を添付することが必要。

質問4 賃上げの評価に関しては、基本的に総合評価落札方式(生産・造林)の請負事業に関するもののみという認識で良いか。

企画提案等を行う委託販売・システム販売の申請にも今後導入されるのか。(関係してくるのか) 導入されるのであればどのような内容となるか。

回答4 賃上げの評価は総合評価落札方式の請負事業について適用することになる。

また、委託販売・システム販売について、現状では加点措置の対象になっていない。

○全省庁統一資格について

質問1 競争参加資格、全省庁統一資格は資格を継続する場合、更新手続きが必要になるが、事前にメールか、更新資料の郵送があれば、更新手続きを忘れることなく行えるので便利になる。

回答1 次回の「令和7・8・9年度に有効な全省庁統一資格」の申請受付は令和7年1月頃から開始される見込みで、物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買

受けが対象になる。

なお、特定の業者にメール、郵送などで申請案内を行うことは、特定の業者を優遇することになり、コンプライアンス上も問題であることから、対応できないことをご理解いただきたい。

#### ○お知らせメールについて

質問1 一般競争入札に関する「お知らせメール」を登録しているが、内容を確認するホームページは、「立木販売」と「治山林道、造林、素材生産事業等」が別になっており見落とすことがあるので、全ての事業が一つに見られるように改善できないか。

回答1 ホームページに掲載する農林水産省のシステム（CMS）は、統一されたプラットフォームとなっているため、一般競争入札のカテゴリに立木販売がなく、別ページとなっている。

システム上のことなので、ご意見のあったことは上部に伝える。

#### ○事業実行上の問題点について

質問1 国有林にアクセスする公道の整備（拡幅等）を行ってほしい。

回答1 県道・市道等の整備については、道路管理者が異なる。

事業者からも、運材・運搬する際に支障がある箇所について、市町村等への働きかけや森林管理署等にも情報をお願いする。

なお、地方創生道路整備交付金や森林環境譲与税を活用して、県・市町村と国有林でと足並みをそろえて道路や林道の整備を行うことも考えられる。